

漁業補償の解決まで

水保

水保関係被害補償金二億八千三百万円を新日鐵に要求、工場止門前のすわり込みから同社東本社のすわり込みまで進展した。水保協と新日鐵の紛争はさる十二日調停案と勧告書の提出により漁協は三日の十五日に全面受諾の線に踏み切った。

○「事実上の紛争は二月二十三日の松田市次郎組合長以下各地区代表十四人の新日鐵へのつぎのような要請に端を発する。同日漁協側は工場内、前西田工場長、食料幹部に会い、新日鐵は昨冬東海連や水保関係被害者協同会に補償金を出したが、水保協で最大の被害を受けている水保漁協にも補償してほしい」と申し入れ、工場側は「水保関係被害補償については当事者が話し合っても適正な判定ができにくいので寺本知事など第三者にあつてせんと頼んだ方が適当」と思われる」とこたえた。

○「その後三月六日には市民の間情と補償を求めるためのヒラ六十校をとり、工場側は昨夏水保協へ三千万円を支払ったが、これはあくまで水保関係のそと、漁業被害補償であり、水保協で一番ひどい被害を受けているわれわれに新日鐵が補償を出すのは当然だとして、同月十日直接交渉が知事あつせんかの解決方式で意見交換したが、結論はでなかった。

再度の調停で見通し

待ちきれぬ漁民 禁漁区外で操業

したため、あくまで直接交渉を望む漁協は同夜から工場止門前などにすわり込みに入り、二十八日には市内をデモ行進して気勢をあげた。

いつのやら松田組合長は代表者千四百十一日までに二千回の委員会を開いた。

この間あつせんが長びくのにゴウをにやした漁協は「はやくあつせん案を出せ」とのほりをおし立てて果敢前にすわり込んだ(六月二十二日)。

○七月五日(第四回の委員会)でついに調停をかけた。同日の

声援書はあつせん打ち切り声明とことごとく当事者が最善の努力をほらうて解決の方向へ進むよう要請していたが、漁協側はさる三十二年から三十六年までの水保補償による漁業被害額を三億一千八百万円とし、そのうち昨年八月新日鐵が漁協へ支払った三千万円の補償金を差し引き、二億八千三百万円余としていたが、昨夏の補償は工場廃水による補償で水保協とは別だといふもの。会社側はこれに対し金銭による

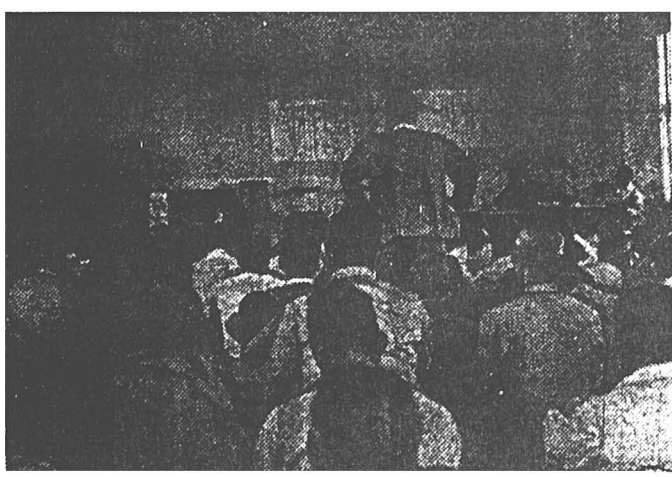
し除名組はもう一人、組合員のうちにも幹部の一方的ないき方を批判して幹部の辞職を迫り、就労希望者は次第にふえ、漁協は松田派と就労派の二つに内部分裂する形となり市民の批判を浴びるに至った。

これを憂慮した組合幹部も中村市長ら地元調停案に再あつせん方を申し入れ、二十六日には白紙委任するむねを申し入れることと、漁協側はこれに同意して日鐵本社に最後の要請を行なった

しかし工場側は漁協側の白紙委任は信用できないとして九月三日水保市役所へ地元調停案に対し就労希望者の交渉には応じるが金銭補償はあつせん案を待たせられず、遂に九月十日から自家消費のためにいっせいに水保内、松田以外の漁獲を禁止した。「県が管内の魚はとるな、食うな、売るな」と警告を出すのはつともなことではあるが、漁民の生活は想像以上にきびしいのだ。それならなせ漁民に對してちゃんとした救済の手をさしよれないのか——これが水保漁民全体の叫びである。

○「会社側は漁民に立ち上がり資金七百五十万円と水保川内地区海面三千三百万平方メートルを埋め立て、その損害二千万円を支払うという調停案だが、命の綱ともたのむ海をわすれか三・三平方メートルあたり百円を埋めたてねばならない宿命を食わされた一部漁民がこれに反対するもの無理からぬことだろう。

○「十七日までにおおそく会社側も受諾を回答するものとみられるが、これでは一応解決をみるもの水保補償自体はなお補償の補償が去つておらず、こんど残された問題はどのようにして水保補償を水保からはずるかということにあるようだ。(松下記書)



調停案の受諾、否決で論議する水保漁協の臨時総会 (十五日)